

成年後見制度利用促進専門家会議
第3回成年後見制度の運用改善等
に関するワーキング・グループ
議事録

厚生労働省社会・援護局地域福祉課

成年後見制度利用促進室

成年後見制度利用促進専門家会議
第3回成年後見制度の運用改善等に関する
ワーキング・グループ
議事次第

日 時：令和3年9月22日（水）14:00～16:30

場 所：オンライン会議

1. 開会

2. 議事

- ①法務省による報告
- ②有識者等による報告「金融機関と財産管理、不正防止等」
- ③意見交換

3. 閉会

2021-9-22 成年後見制度利用促進専門家会議 第3回成年後見制度の運用改善等に関するワーキング・グループ

○新井主査 それでは、定刻になりましたので、ただいまから成年後見制度利用促進専門家会議 第3回「成年後見制度の運用改善等に関するワーキング・グループ」を開催いたします。

委員の皆様におかれては、大変お忙しいところをお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

本日は、ウェブ会議システムを活用しての実施としております。また、傍聴席は設けず、動画配信システムでのライブ配信により、一般公開する形としております。

まず、本日の委員の皆様の出欠状況について、事務局から報告をお願いいたします。

○成年後見制度利用促進室長 事務局です。

それでは、本日の出欠状況の御説明をいたします。こちらの参考資料1のとおりの出欠状況となっているところでございます。

なお、野澤委員は出席ということで御登録いただいておりますが、欠席となっております。

続きまして、ウェブ会議における発言方法を確認します。発言される場合は、zoomの「手を挙げる」機能を御使用ください。発言者は主査から指名しますので、指名に基づき御発言をお願いいたします。

「手を挙げる」機能を使用しているにもかかわらず、発言希望の意思が会場に伝わっていないと思われる場合は、ウェブ会議システムの「チャット」機能等で会場へ意思をお伝えいただくことも可能です。ただし、原則としては、zoomの「手を挙げる」機能の使用をお願いいたします。

なお、チャット機能等で御記入いただいた内容は、ウェブの画面及び配信動画においても表示されます。この点、御承知おきください。

よろしくをお願いいたします。

○新井主査 ありがとうございます。

議題に入る前に、事務局と金融庁から説明をお願いいたします。

まず、事務局から、本日のワーキング・グループに関する資料の説明と、私が用意した資料1の説明をお願いいたします。

○成年後見制度利用促進室長 事務局です。

それでは、説明いたします。まず、新井主査に御準備いただいた資料です。本日の検討項目を記載した内容となっております。資料1です。

御覧のとおり、成年後見制度における金融機関・保険会社との連携について。

財産管理のあり方（適切な管理の方法を含む）について。

法定後見制度における不正防止（損害賠償を含む）について。
任意後見制度における不正防止（損害賠償を含む）について。
そして、その他です。

なお、こちらに次回のテーマを参考として記載しております。

続きまして、関連して事務局のほうで準備した参考資料を御紹介いたします。こちらが事務局のほうで準備した資料になります。「検討テーマに係る関係資料」ということです。こちらは、ワーキングのほうで同じものを使っているものです。

地域連携ネットワークの機能についてということで、現行計画の4つの機能と不正防止効果についての記載です。

この4機能を「個別支援」と「地域の体制づくり」に分類いたしまして、現行計画の記載から整理した表がこちらになっております。

さらに、今般、福祉・行政と司法の観点から見たということで、第2ワーキングのほうで御議論いただいております。こちらに併せて、個別支援をさらに整理したのがこちらの資料です。

そして、地域体制づくりに関しても、同じような整理をいたしました。こちらは、法定後見に関するものです。

続きまして、今回は任意後見も検討項目に挙がるということで、任意後見の利用促進に関しましても同様の整理をいたしました。4つの機能がございました。広報、相談、成年後見制度利用促進機能。そして、後見人支援機能です。こちらに関しまして、現行計画の記載を黒字、赤字で中間まとめ、8月に公表いたしましたけれども、こちらの記載をこの表に挿入しているということです。個別支援と地域体制づくりということです。こちらも御参考に、必要に応じて御活用いただければと思います。

あとは「検討テーマに関する参考情報」ということで、これまでワーキングのほうで示したものと同様のものを準備しております。第7回専門家会議の資料。

そして、市町村セミナーのアンケート結果です。

最後に、現行計画と中間とりまとめに関連する記述をまとめた資料を準備しているところでございます。

本日の御議論に併せまして、適宜御活用いただければと思います。

私からの説明は以上になります。

○新井主査 ありがとうございます。

次に、金融庁からお願いいたします。

○金融庁監督局保険課吉田課長補佐 私、金融庁保険課の吉田と申します。よろしく御願いたします。

私からは、成年後見業務を対象とした損害保険ということで、資料のほうを御提出させていただいておりますので、こちらについて簡単に御説明させていただければと思います。

まず、資料の表の上のところでございますが、職業後見人、法人後見人、市民後見人と、

成年後見業務を行う方というのはいろいろ種類があると承知してございますが、こちらにつきまして、損害保険については、顧客のニーズに合わせた形で商品として販売しているケースが多いと認識してございます。そのため、今回は3ケース、表のほうで記載させてもらっております。

一番左側がケース1としまして、提案例として用意してございます。こちらは、職業後見人、法人後見人向けの商品販売の提案例でございますけれども、保険契約者につきましては専門職団体ということで、団体保険として提供することが一般的と認識してございます。なので、保険契約料につきましては、団体のほうでまとめて保険会社のほうに支払っているということでございます。被保険者につきましては、事業者とかその役職員等。

補償内容ですけれども、基本的には賠償責任の保険というのがベースとなっていて、資料、ちょっと下のほうに移っていただいて、一番下の保険金支払事例が分かりやすいと思うのですが、一番上のポツで、後見人が被後見人を誤ってけがをさせてしまいまして、賠償責任が生じたという場合の賠償責任ですとか、4つ目の一番下のポツ、外出中に目を離したすきに、被後見人の方が駐車していた車に傷をつけてしまいましたということで賠償責任が生じた場合に、賠償責任のほうを補償するというのが基本補償となっております。

すみません、資料、上のほうに戻りますけれども、あとは、冒頭申し上げましたとおり、顧客のニーズに合わせて、オプションという形で、補償内容の下の欄ですけれども、記載しているようなものを適宜追加していくという形で供給されているのが一般的かと思えます。こちらの例ですと、個人情報漏えいですとか、被害者対応で見舞品を購入する費用とか、事故対応で訴訟費用の文書作成費用をオプションでつけることもできますということです。

その下ですけれども、保険金額につきましても、先ほど冒頭申し上げましたとおり、顧客のニーズに合わせた形で支払限度額は幅がありますということでございまして、保険料につきましても、先ほど申し上げましたオプションとか保険金額をどう組み合わせるかによって、当然ながら変わってくるということでございます。

最後、主な免責事例をここでは記載させていただいておりますが、当然ながら被保険者の故意とか犯罪行為による賠償責任というのは免責になりますし、自動車の運転で生じたものとかは免責という形になります。

実際の契約例として、ケース2とかケース3というのを用意しておりますけれども、こちら冒頭御説明したケース1と補償内容が大きく変わることはございませんで、実際、見ていただきたいのは保険金額欄です。賠償責任として1請求5000万円という保険金額を選択したときに、保険料としてこれぐらいになりますよということを手触り感として御確認いただければと思います。

最後になりますが、表の下の欄外のほうに記載させてもらいました。前回の会議でもちょっと御質問いただいていると承知しておりますけれども、親族後見につきましてはちょ

っと性格が異なりまして、業務という整理ではないケースが多いと想定されますので、このような後見類型の場合につきましては、第三者に対する損害賠償責任は、日常生活における損害賠償を補償する個人賠償責任保険にて補償することが可能ということになってございます。

ただし、同居の親族間に生じる賠償責任、例えば親子で親族後見をやっていますといった場合には、賠償という概念がなじみにくく、モラルリスク発生の懸念もありますので、賠償責任保険では一般的には補償対象外とされております。

最後、参考2ですけれども、こちらは後見人が成年後見業務の従事中にけがをしてしまった場合に、一般的には労災になると思うのですけれども、民間の保険会社からもそれに上乘せする形で記載しております業務災害総合保険とか傷害保険にて補償することが可能となっております。

すみません、駆け足でしたけれども、私からの説明は以上になります。

○新井主査 ありがとうございます。金融庁による報告でした。

それでは、議題1「法務省による報告」に移ります。法務省から資料2の説明をお願いいたします。

○法務省民事局国分参事官 法務省民事局の国分と申します。

それでは、説明させていただきます。成年後見制度における預貯金管理につきましては、成年後見制度利用促進基本計画において、不正事案の発生を未然に防止するため、金融関係団体や各金融機関において、後見人が本人名義の預貯金口座を適切に管理・行使することができるような方策を積極的に検討することが期待されるとされたことを踏まえ、金融関係団体・各金融機関による自主的な勉強会が開催され、平成30年3月に後見制度支援預貯金について勉強会の報告書が取りまとめられたところでございます。

他方、この勉強会の報告書におきましては、保佐・補助制度の下でも利用できる預貯金管理の在り方を検討することについては、その意義・必要性は共有しつつも、中長期的な検討が望まれる事項と整理することとされたところでございます。そこで、現在、金融関係団体や各金融機関による自主的な勉強会のフォローアップ会議において、保佐・補助制度の下でも利用できる預貯金管理の在り方について検討しているところでございます。

このフォローアップ会議において議論されている保佐・補助類型を対象とする預貯金管理のモデル案が、この資料2の図でございます。

このモデルの基本的な考え方でございますが、大口預貯金と小口預貯金に分けて管理するという後見制度支援預貯金の仕組みを前提としつつ、被保佐人・被補助人は被後見人よりも広い範囲で財産行為をすることが予定されていることに鑑み、金融機関における取引の実情と不正防止の観点から踏まえ、保佐・補助類型を対象とする預貯金管理の仕組みとして、この図の真ん中にある大口預貯金口座、及び左側にある保佐人用の小口預貯金口座とは別に、図の右側にある本人用の小口預貯金口座を設け、本人用小口口座については、本人による自由な払戻しを可能とする一方で、大口預貯金の口座開設、解約及び払戻し。そ

れから、大口預貯金口座から保佐人用小口座や本人用小口座への定期的な定額送金の設定・変更については、家庭裁判所が発行する指示書によるチェックを行うという仕組みを検討しているところでございます。

このモデルでは、本人用小口座については、日常生活に関する行為の範囲内のものとして、自由に払戻しを認めることとする一方で、事後的にその行為が取り消されることによる弊害を防止するために、本人用口座からの払戻しについて、事前に保佐人から包括的な同意を得ることとし、また、保佐人が口座開設後に同意を撤回することを防止するために、約款等において同意を撤回することができない旨の条項を設けることや、本人用口座からの払戻しについて、取消権を行使しない旨を金融機関に申し入れておくことを想定しております。

他方、このモデルの検討課題といたしましては、本人用小口座に対しても定期的な送金が予定されているところ、本人用口座の残高が多額になった場合に、一度に多額の払戻しをしたとしても、保佐人による事前の包括的な同意の効果が及ぶのか。

それから、相続等によって、保佐人が想定していない多額の金銭が本人用口座に送金された場合であっても、保佐人による事前の包括的な同意の効果が及ぶのかなどの検討課題があると指摘されているところございまして、これについては、本人用口座について、入金や振込を制限する。ないし、本人用口座の残高が一定額を超えた場合には、自動的に大口預貯金口座または保佐人用口座へ預貯金を自動振替する。それから、本人用口座について、出金限度額を設定するといった方策が考えられるものの、これらの方策については、各金融機関におけるシステム対応の要否や制度等が異なることから、金融機関ごとのオプションとして個別にその採否を判断すべきものではないかとの指摘がされているところでございます。

なお、この本モデルの導入につきましては、複数の金融機関から、システム対応や事務手続の負担等について中長期的な検討が必要である。後見類型のニーズに対応していくほうが優先度が高いと感じている。それから、スキームが複雑であると感じており、現場の事務負担が心配であるなどの意見が出ているところございまして、実際に運用するに当たってのシステム開発に係るコスト等の問題を考えると、仮にこのモデル案の右側の本人用小口座を設けることが直ちに難しい場合には、少なくとも後見制度支援預貯金と同様に、大口預貯金口座と保佐人用小口座の2つの口座のみを使った不正防止を目的とするスキームを、選択肢の一つとして検討する必要もあるのではないかといった指摘もされているところでございます。

以上のおりでございますが、本モデルにつきましては、フォローアップ会議においても様々な意見があるところではございますが、法務省としましては、本人が自由に払戻しをすることができる本人用口座が設定される預貯金管理の仕組みによって、保佐人等による不正の防止を図りながら、より利用しやすいものとして保佐・補助類型の利用が広がっていくことを期待しているものでございまして、本モデルにつき一定の方向性についてフ

フォローアップ会議において取りまとめが行われるように、関係省庁として会議に参加させていただいているところでございます。

なお、この本モデルにつきましては、一定の取りまとめがされたとしても、フォローアップ会議ではあくまで基本的な考え方を示すものでありますことから、今後、実際に導入を検討する金融機関等において、最高裁との間でさらに調整が必要となってくるものと思われま

す。法務省の説明としては以上でございます。

○新井主査 ありがとうございます。法務省からの報告でした。

ただいまの御説明に質問がある場合、zoomの「手を挙げる」機能で挙手をお願いいたします。質疑応答の時間はおおむね5分を予定しているため、質問と回答は簡潔をお願いいたします。いかがでしょうか。

上山委員、お願いいたします。

○上山委員 御説明、どうもありがとうございました。

御提案の趣旨は一応理解できたかと思えます。その上で、あえての質問になりますけれども、御提案いただいたスキームについては、私は後見類型でも活用できる余地があるのではないかと感じています。小口口座への入出金というのは、民法9条ただし書きの日常生活に関する行為に当たる場合もあり得るので、後見類型でも口座で管理する金額を限定するなどした上で、例えば後見人等の判断でこの仕組みを利用させる余地もあるかと思うのですが、この点について法務省の御見解を伺えればと思えます。

お願いいたします。

○新井主査 ありがとうございます。

法務省のほうはいかがでしょう。

○法務省民事局国分参事官 法務省としては、上山先生の御見解はあり得るところなのではないかなと思えますが、実際にこの仕組みを導入するかどうかは金融機関が御判断されるところですので、何か申し上げる立場にないのではないかなと思っております。

○上山委員 分かりました。

フォローアップ会議のほうで、そうしたことも議題というか、発言として挙げていただければ、個人的にはうれしいと思えます。

どうもありがとうございました。

○新井主査 ほかの質問はいかがでしょう。

西川委員、お願いいたします。

○西川委員 よろしく申し上げます。

お示しいただいた保佐・補助における大口預金口座を後見類型における後見制度支援預貯金のイメージで見えていますが、保佐・補助類型は、後見類型と比べると、本人の意思があるのがむしろ普通で、判断能力が不十分であるとしても意思があり意思表示ができるという場合に、現在、後見制度支援信託・支援預貯金は、家庭裁判所の指示と後見人の判断

で行っているわけですが、これは仕組み上、実は本人の意思を確認するということになっていません。そもそも、そのこと自体、後見類型でも問題なのではないかと思うのですけれども、保佐類型・補助類型はなおさら本人の意思が置き去りにされて、後見制度支援預貯金が使えらるという仕組みになってしまう。

これは、不正防止という点では非常に大きな効果が期待できる仕組みだとは思いますが、実際の運用において、後見類型はいいけれどもという話でもないとは思いますが、後見類型でも問題だし、保佐類型・補助類型はなおさら本人の意思をどういうふうに位置づけるのかということは難しい問題であるように思います。そういうふうに私としては考えているのですが、もし何かその点について考慮とか配慮があるのであれば教えていただければと思います。

○新井主査 青木委員の質問を先にさせていただいて、金融庁のほうにまとめて回答いただきたいと思います。青木委員、お願いします。

○青木委員 ありがとうございます。

法務省以外の金融庁への御質問もありますので、先に法務省に関してだけ申し上げたいと思いますが、想定いただいている小口預貯金口座の本人が使えらる分というのは、従来ある御本人の口座で保佐人・補助人が管理できる口座を出入金できるようにということではなくて、改めて独自につくるという構想なのかどうかということを確認させていただきたいと思いました。

以上です。

○新井主査 国分参事官、いかがでしょうか。

○法務省民事局国分参事官 まず、青木先生の御質問は、本人用の小口口座という御趣旨ですか。

○青木委員 もともと本人が小口口座を持っているのが通常ですので、それを例えば郵便局については、保佐人・補助人も出し入れができるし、本人も出し入れできるようにしようということはあると思うのです。そうなのか、それとも新たにこの制度をつくる際には、郵便局に別の銘柄といいますか、商品としての小口口座を本人専用何とか口座みたいなものを開設しないといけないという立てつけを考えているかという質問になります。

○法務省民事局国分参事官 青木先生のおっしゃるように、本人の口座がそのまま本人用小口口座になるということは考えられると思っておりますが、このまま本人用小口口座が従前の口座を利用されると、そのまま知らずして多額の金銭が振り込まれる可能性もあるという御指摘もあって、そこをどうするかというところは、結局、実情に応じて判断していくことになるのではないかと考えておまして、どちらかにしろという話ではないと思っております。

その上で、戻って、西川先生の御質問につきましては、これもまた法務省として特に意見を述べる立場にはないと考えておましますが、いずれにしろ、本人が自由に払戻しをする

ことができる本人用口座が設定される預貯金管理の仕組みによって、より利用しやすいものとして保佐・補助制度の利用が広がっていくのを期待しているというところでございます。

○新井主査 ありがとうございます。

青木委員、続いて金融庁への質問もあるということですが、お願いいたします。

○青木委員 お時間がない中、すみません。

第10回の専門家会議におきまして、この後見制度支援信託と預貯金の進捗状況についてありましたが、これにつきましては大分進んできていると認識しましたけれども、実際に商品を使いますのは裁判所ではなくて、専門職後見人だったり、親族後見人が後見監督人と一緒に使ったりということを想定しているわけですので、各家庭裁判所ごとに、うちの地域では、どの銀行のどの支店が実際に取り扱ってくれるかということが具体的にメニュー化されていませんか、利用できないし、選択もしにくいということになります。

そこで、これについて具体的に、現在既に準備できているところの金融機関名及び取扱支店名等を公表いただく必要があるのではないかと考えます。これについての方策をどのように検討されているかということをお尋ねしたいと思います。これについては、もしかすると裁判所のほうで各家裁ごとに開示していただくという方策もあるかと思っておりますので、もし裁判所と金融庁、それぞれでお考えがあればと思っております。

以上でございます。

○新井主査 それでは、金融庁、まずお答えいただけますか。

○金融庁監督局銀行第一課判藤課長補佐 金融庁でございます。

当庁におきましては、年に1回、支援預貯金・支援信託の導入状況について金融機関にアンケートを取りまして公表しているところですが、それに併せて個別の導入金融機関名を公表することについては、業界との調整も必要となるので、持ち帰りさせていただきたいと思っております。

なお、裁判所との関係では、全国銀行協会の取扱い、運用を確認したところ、最高裁と協議した上で、各金融機関は導入に当たって、本店所在地の家庭裁判所に対して商品内容、提供開始日等を事前に連絡して調整する運用がなされていると承知しています。なので、よって、裁判所においては、地域の導入状況を把握いただいているものと認識しております。

金融庁からは以上です。

○新井主査 それから、金融庁さん、先ほどの法務省からの報告について、金融庁としてのコメントなどが何かあればお願いしたいのですが、いかがでしょうか。

○金融庁監督局銀行第一課判藤課長補佐 金融庁でございます。

今、制度設計について各金融機関における実務的な実現可能性等を議論いただいているところでございますので、当庁としても、引き続き、特に金融機関の運用においてどういった弊害があるのかということも含めて、よく御議論いただければと考えているところ

です。

以上でございます。

○新井主査 ありがとうございます。

最高裁判所のほうも何かコメントがあれば、お願いしたいのですが、いかがでしょうか。

○最高裁判所事務総局家庭局木村第二課長 最高裁家庭局でございます。

金融庁からお話ありましたが、各家庭裁判所は、金融機関から、後見制度支援信託や支援預貯金の取扱いを開始する際に情報を寄せていただいております、これを基に管轄する地域内で後見制度支援信託や支援預貯金の利用が可能な金融機関を把握し、裁判所内部でも情報共有がされております。各家庭裁判所においては、必要に応じて、管轄する地域内で後見制度支援信託や支援預貯金の利用が可能な共有機関として把握している情報を後見人に提供しているものと承知しておりますが、どの金融機関を選択するかは後見人の裁量に委ねられておまして、商品の正確な内容については、後見人の立場で各金融機関に直接問い合わせさせていただくということが前提になっているかと思っております。

このように、後見人に対する情報提供につきましては、各家庭裁判所において必要な対応をしているところと承知しております。

○新井主査 ありがとうございます。

それでは、議題2「有識者等による報告」に移りたいと思います。本日は、「金融機関と財産管理、不正防止等」に関して、3件の報告と質疑応答をして、その後全体を通しての意見交換を行います。

まずは、株式会社三井住友銀行 柏木氏、三井住友カード株式会社 渡邊氏からお願いを申し上げます。

なお、お二方は、業務の都合上、御説明に対する質疑応答の後に御退席されますので、あらかじめ御了解ください。それでは、よろしく願いいたします。

○柏木氏 三井住友銀行ライフシフト・ソリューション部の柏木でございます。よろしく願いいたします。資料を投影しますので、少々お待ちください。

私ども三井住友銀行、三井住友カードからは、成年後見制度御利用者とか認知症高齢者及びその御家族に向けたサービスを御紹介させていただきたいと思っております。

まず、三井住友銀行でございますが、当行では、人生100年時代におきまして生じるお客様の様々なニーズに対応していくということから、この4月に専門部署、ただいま申し上げましたライフシフト・ソリューション部を立ち上げて対応を進めておるということでございます。この4月には、SMBCエルダープログラムという非金融サービスも立ち上げておまして、これは銀行がハブとなりまして、高齢者向けの様々なサービスを展開する大手の企業と手を組みまして、日常生活をサポートさしあげるといふものでございます。

本日御紹介する成年後見制度促進に向けたサービスも、このような取組の一環でございます。金融の枠にとらわれず、様々なことにチャレンジしていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。ちょっと前置きが長くなりましたが、本題に入らせて

いただきます。

1 ページを御覧ください。このページでは、私どもから見た成年後見制度、特に財産管理に関する課題認識を取りまとめたものでございます。

左側のグラフは、後見事務に要する時間を取りまとめたものですが、預貯金の入出金とか、介護用品を含めて日用品を購入するといった行為ですとか、後見事務報告書の作成に15時間から、多いものでは30時間近くかかっているということでございまして、大きな負担になっているということが見てとれるのではないかと考えております。

また、我々がヒアリングした内容を右側に取りまとめておりますけれども、司法書士の先生から家裁宛てに報告する。これが時期が重なる場合があるようでして、その際の通帳のチェックの負担が大きいとか、地方では、金融機関が必ずしも駅に集約されているというわけではございませんので、銀行の店舗に行って手続するのに時間を要するといった声は聞かれております。

また、社会福祉士の先生から、一般的にはインターネットバンキングが広まっているのですが、後見業務においてもそういったものを利用して効率化していきたいという声ですとか、親族後見人から、現金の取扱い、入出金管理が煩雑ですとか、その信用度の問題といったことが課題として挙げられております。

このような財産管理、煩雑である部分があるのですが、他人のお金を預かる、家裁宛てに報告するといった心理的な負担も大きいので、ともすれば本来身上監護にかかる時間が犠牲になっている可能性とか、また、専門職の先生におかれましては、対応できる人数の制約となっている可能性があるのではないかと考えます。

次のページに参ります。このページでは、成年後見における財産管理をより具体的に4つのステップ、取引、レシート等の収集・保管、集計、報告の4つに分けて記載しております。

まず、銀行のATMで現金をおろします。この現金を使いまして、スーパーやドラッグストアで食品とか介護用品を購入する。その際に受け取ったレシートを集計するということになるかと思えます。また、施設費とか水道光熱費に関しては口座振替を御利用されているケースも多いと思えますけれども、このケースでも通帳を見ながら集計するということになるかと思えます。

集計のステップでは、家裁のホームページからExcel形式の書式をダウンロードして、収支や残高を入力する。これを印刷して押印して家裁に提出するといった流れになるかと思えます。

ここでオレンジ色に配色した部分はデジタルで処理しているもの、白色の部分は紙媒体で処理しているものでございます。取引の流れを見ていただきますと、紙媒体とデジタルが交互に繰り返されていることになっておりまして、すなわち銀行のATMのデータ、スーパーのレジのデータ、もしくはExcelに入力したデータというものはデジタルで記録されているわけですが、それぞれが次のステップに行く際には白色の紙媒体になっていると

いうことをごさいます、少なくともデータを集約する、集計するという観点で見ますと紙媒体が介在するという、非効率になっている可能性があるということですか、集計ミスも生じる可能性がありますし、例えば改ざんが行われた場合には、それを看過するリスクもあるのではないかと考えております。

次のページでございます。こうした取引のデータをそのまま集計に活用するというのを考えた際に考え得るのが、後見人登録口座へのインターネットバンキングやデビットカードの許容、もしくはプリペイドカード等の活用が考えられると思います。こうしたものを活用すれば、取得したデータを、紙媒体を使わずに集計に回すことが可能になります。

また、これらのデータには取引日とか取引場所もセットされていますので、AI等も活用することで自動的に仕分けとか集計が可能になるといったメリットもございます。

さらに、これらのデータは後見人の手元にあるだけではなくて、購入場所である加盟店とかカード会社にも記録されておりますので、家裁とか監督人に確認を求められた場合でも説明することが容易になるのではないかと考えています。

以降におきましては、こうした考えに基づきました成年後見制度の御利用者とか認知症高齢者及びその御家族に向けた新しいサービスについて御紹介さしあげたいと思います。

まずは、三井住友カードのプリペイドカードについて御紹介さしあげたいと思います。

渡邊さん、よろしくお願ひします。

○渡邊氏 三井住友カード商品企画開発部の渡邊と申します。よろしくお願ひいたします。当SMBCグループにおいてキャッシュレス商品の企画開発を担当しております。

弊社では「Have a good Cashless. いいキャッシュレスが、いい毎日を作る。」というキーメッセージを発信しています。キャッシュレスは、生活を便利にするだけではなく、アイデアや技術をプラスすることで、生活や未来、環境のグッドを実現できると考えております。

まず、本日御紹介するサービスの検討の背景になります。

現金は、取扱いに関して、残高の計算、レジの支払いの滞留、お支払いの難しさ、煩雑さ、お財布の紛失などの問題点があると考えます。キャッシュレスはそのような課題を解決してくれますが、主戦場のクレジットカードだけでは持てない、持たせたくないなど、消費者の受入れに課題があると考えております。御家族の悩みを考えたときの課題の解決。例えば、左側に記載している、現金で渡すのは手間だ。幾ら保有しているか分からない。クレジットカードは危ない。何かあっても気づけないといったことがあります。

また、御高齢者の悩みも同じように考えるところだろうと思っております、最近ではネットの買い物にもカードが必要になってきています。どこでも使えるキャッシュレス商品である必要があります。

これら課題のイメージは御高齢者を例にしましたが、クレジットカードを持たない子供も同じような課題を抱えています。その意味で、弊社では見守りつきキャッシュレス商品の必要性を考えてお願ひして、Visaプリペイドカード「かぞくのおさいふ」を御提

案しているところでございます。

次のページをお願いいたします。「かぞくのおさいふ」の商品性について御紹介します。

「かぞくのおさいふ」は、あらかじめ必要な分を入金し、残高の範囲で使うプリペイドカードです。基本機能としては、残高の共有や個別の管理ができます。国際ブランドのVisaと提携しているため、コンビニ、スーパー、タクシー、病院、電子マネーのようにタッチするだけでなく、ネットで使えることが多いというところがあります。特色としては、各カードをタッチ、使いますと、使用者はもちろん管理者に通知が届きまして、入金、利用の内容が把握できます。ここで言う管理者はカードの本会員であり、管理される使用者は家族会員、代理人になり、カードを保有するというところでございます。

左側を御覧ください。まず、管理者、御家族があらかじめ必要な分をインターネットを通じてチャージすることができます。残高の範囲で送金や請求も可能でして、カードの使用者はその範囲内でお買い物ができます。使ったことが使用者・管理者の両方にリアルタイムで通知されます。また、カードがなくなった場合、おかしな利用があった場合、利用の一時停止、そして解除もオンタイムで可能です。万が一のときも安心だということでお考えください。もちろん、紛失における不正時の補償制度にも対応しておりまして、身に覚えのない利用があれば、所定の手続をいただくことで残高の上限の範囲で補償いたします。

繰り返しになりますけれども、右側に管理者・使用者のメリットをまとめさせていただきましたので、御確認いただければと思います。

続きまして、次のページをお願いいたします。本商品の詳細やカードのイメージになります。6歳から持てる年会費無料のVisaで使えるプリペイドカードでございまして、お子様の金融教育、キャッシュレスの共有・管理。専用のアプリでは、家族とのコミュニケーションまでサポートするサービスを提供しております。

下段のQRコードより、弊社ホームページにて詳細を御確認いただけますので、参考にいただければと思います。

また、本日、資料には掲載できておりませんが、65歳以上の方を対象とした御高齢者のキャッシュレスについて、PR TIMESでリリースいたしました。御高齢者の外出時の安全・安心なお買い物をサポートする目的で、ケアプロ株式会社の交通医療サービス「ドコケア」との連携を行うなど、実務的な検証も並行して取り組んでおります。今、御紹介しました取組に関しては、詳細はインターネットで御確認いただければと思います。

次のページをお願いいたします。本日のテーマである後見制度とプリペイドカードの活用にフォーカスしました。例えば、後見人が資金を分別して誰のために使ったか把握することができるということが言えます。

左の図を御覧いただきたいと思っております。後見人が被後見人のために使う生活資金を分けて使用することができます。被後見人が日常的なお買い物をされる際は、必要な分を入金した被後見人用のカードを渡して、使った内容も把握できるというところが安心です。こ

ここで言う家族A、家族Bは残高や明細が分かれておりまして、互いの内容は閲覧できないものの、管理者は両者の内容が見える状況になります。クレジットカードと同じように、購入した個別の商品、何個買ったということまでは見えませんが、お店、金額、日時などが記録として残ります。このため、誰のために使った資金なのか、用途なのかということが見える化できます。

続いて、右側、「かぞくのおさいふ」では、これまで御説明したとおり、後見制度を利用していない御家族も使うことができます。ただし、家族を対象につくられたサービスのため、当社規定では、家族会員として家族ではない第三者を含めること、同一名義でたくさんカードを持っていたことができませんので、その点、御案内させていただきたいと思います。

弊社商品の法定後見への対応は、将来的な不正防止や受入体制を含めた商品改定を今後検討していくところでございます。法定後見であっても、左側にお示したように、後見人御自身の名義のカードによって、被後見人のために分別管理されることは現状可能かと考えますので、不正防止や後見事務の負担の軽減に活用いただけるのではないかなと考えます。

サービスについての御説明は以上でございます。続いて、三井住友銀行の新しいサービスについて御紹介をお願いいたします。

○柏木氏 柏木でございます。

後見人の悩みと成年後見制度の課題というのを改めてここで記載しております。後見人の悩みといたしましては、銀行に現金を出金しに行くとか、その現金を被後見人のものとして分別管理する。さらに、それらが分かるようにレシートや現金出納帳を作成するという事務が発生するということですが、これらにつきましては、三井住友カードから紹介しましたプリペイドカード等である程度解決できるものではないかと思っております。

しかしながら、それ以外の太枠にした部分、報告書の作成が面倒ですとか、そもそも後見制度としましては紙媒体を使っていますので、不正の防止が難しい面があるということですが、事務負担があるために、成年後見人の育成にも一定の時間を要するといった課題が残るのではないかと思っております。

そこで、成年後見事務の、特に財産管理についてデジタル化を進めることによりまして、事務の効率化を図りながらトレーサビリティを確保していくということで、成年後見人の悩みや成年後見制度の課題がある程度解決できるのではないかと考えておりまして、現在、新たなサービスを開発しているところでございます。

これから御説明するサービスですが、上に書いてありますけれども、現在開発中でございますので、サービスの開始時には仕様が異なる場合がある点、お含みおきいただければと思っております。

また、このページでは概要のみを御説明いたしまして、詳しくはデモを御覧いただきました

いと思っております。本サービスは、代理権をお持ちの後見人の方の財産管理事務を簡略化する、効率化するというを目的としておりますので、被後見人等の御本人が財産管理をされるということは、現段階では想定しておりません。先ほどもいろいろな御議論がございましたけれども、多様なニーズがあると思っておりますので、今後の検討課題としていきたいと思っております。

特徴としては、記載のとおり3点ございまして、キャッシュレスでの財産管理を推奨しているということと、家計簿ソフト感覚で財産管理を可能としていること。また、家裁宛ての報告書の作成をサポートしている。この3点でございます。

家計簿ソフト感覚と申し上げましたけれども、被後見人の預金から同居の家族の食費を負担する場合ですとか、または高額の支出があって領収書を裁判所に提出しないといけないといった、後見事務特有の事務に対応した形にアレンジしておりまして、これを裁判所所定の後見等事務報告書、財産目録、収支状況報告書等の形で出力するという内容になっております。一連の流れをデモンストレーションの形で御覧いただきたいと思っております。画面を切り替えますので、少々お待ちください。

画面を御覧ください。このサービスは、ID、パスワードを入力してパソコンの画面で御利用いただくサービスになっております。ログインいたします。このように、ダッシュボード、基本的な情報を取りまとめて表示することが可能になっております。

次に、後見人を管理する画面でございます。この画面では、2名の被後見人の方を記載しておりますけれども、専門職の方ですと、ここにもっと複数の被後見人を管理されるケースが出てこようかと思っております。専門職の方にも使っていただけるような仕様になっております。

続きまして、後見人の詳細の基本情報でございます。ここでは、事件番号とか住所、所轄の家裁の名前といったものを登録することが可能になっております。

続きまして、金融資産の登録でございます。こちらは、上からいきますと、現金出納帳があることと、あとは三井住友銀行の例えば普通預金・定期預金といったものもあります。また、三井住友銀行以外も、インターネットバンキングを通じて情報を集約することができます。こちらは、現在、インターネットバンキングを後見人登録口座に許容されていない銀行がありますので、そういった場合には御利用いただけないということを御留意いただければと思います。それと、先ほど説明がありましたプリペイドカード等もインターネットを通じて登録することが可能になっております。

次に、月々の収支の管理になります。こちらが明細でございまして、銀行でいきますと通帳の1行1行、カードでいきますと明細の1行1行がこのような形で転記されるような形になります。こちらに「水道〇〇市」とありますけれども、三井住友銀行の通帳の備考欄に「水道〇〇市」ということが記載されますと、AIで自動的に判定しまして電気・ガス・水道という仕分けがなされます。同じく「〇〇スーパー」とありますと、食品・日用品と仕分けされます。

仕分けができないものは「？」のマークが出てきます。例えば、スーパーのインターネット支店といった、たまにしか使わないものは仕分けが自動でできませんので、ここでは明細を開いていただいて、御自身で食品に仕分けすることが可能になっています。これで仕分けができます。

次に、仕分けたのですけれども、先ほど申し上げましたとおり、被後見人の財産・年金から同居の家族の食費を御負担されている場合には、受益者が異なりますので、分別して報告する必要があるかと思えます。そのような際には「家族」をクリックしていただきますと金額が案分されるようになっておりまして、何らかの理由で半分でないといった場合には、スケールを動かして調整いただくことも可能になっております。

続きまして、こちらは火災保険の長期一括払いでございます。20万円と高額になりますので、事前に家裁への届出が必要な事項でございます。開きますと、10万円以上の高額取引ということでアラームが表示されまして、裁判所への連絡手続が終わったといったチェックボックスが出まして、ここでチェックしていただくとともに、確証をつける必要がありますので、ここでは火災保険ですので保険証書をこういった形で添付するという動きをしております。

あとは、自動的に、携帯電話ですと通信費、電気料金ですと水道・ガス等々という仕分けがなされております。

最後に、報告書の画面でございます。後見等事務報告書でございます。こちらは、基本情報は入力されていますので、あとは質問に答える形で、前回以降、被後見人の住所の変更がありました。「はい」ですと、明細、「いいえ」ですとそのまま進むということで、通常の報告の場合、ほぼ「いいえ」になると思えますけれども、こういった形で選択していただきまして、最後にこのPDF出力というところで報告書を作成いただきます。後ほどまとめて御覧いただきます。

次に、収支の状況の報告書でございます。こちらも基本情報は出ておりまして、先ほど処理しました情報が1年分取りまとめられまして、年金額は6個分出されるような形、おのおのこういった集計が出されます。御確認の上、間違いがなければ、これもPDFという形で報告書を作成いただきます。

最後に、どんな資料ができ上がってくるのかというのを御覧いただきます。事務報告書でございます。事件番号ですとか後見人名、被後見人のお名前等は記載されておりまして、「いいえ」と押していただきましたので、変わらないというのが続いておりますけれども、1点、高額の処理、高額の支出があったということで、こちらに先ほどの火災保険の明細が自動的に記載されるようになっていまして、印刷すると、一番最後のページに火災保険の証書がコピーされて出てくるという仕様になっております。

こちらは収支の状況報告でございまして、金額とともに、どこの口座に入金されたか、もしくはどこの口座から出金されたかということが記載されるようになってございます。先ほど家族の分、本人以外の受益の分を分別する作業を行いました。こちら年間を通

じて幾ら支払われたかということを集計して出すようになっております。

デモは以上でございまして、三井住友銀行、三井住友カードからの御説明は以上でございます。ありがとうございました。

○新井主査 ありがとうございます。

質疑応答に移ります。質疑応答の時間は5分程度を予定しております。画面にタイマーをセットいたします。できるだけ多くの方から質問をいただけるように、質問と回答は簡潔にお願いいたします。

それでは、ただいまの報告に御質問がある場合、zoomの「手を挙げる」機能で挙手をお願いいたします。質問はいかがでしょうか。

それでは、久保委員、多田代理という順番でお願いします。久保委員、お願いします。

○久保委員 ありがとうございます。

今、御説明いただいて、デジタル化はとても便利でいいなと見させていただいたのですが、障害者の場合は、親族後見を親がしているのがとても多いのです。その場合、現状で言いますと、その親は比較的高齢であって、デジタルが使いこなせない親がとてもたくさんいるという現状がありまして、そこがちょっと悩ましいところです。

デジタルが使いこなせる方であれば、パソコンが使える方であれば便利だなと思えますけれども、高齢の方でもスマホを持っておられる方は比較のおられますので、例えばスマホでできるとか、そういう研修をしていただくとか、もうちょっと広まるような仕組みとありますか、簡単にできる。今、見せていただいて、パソコンでできたらとても便利で、簡単で、管理もしやすいなと思えますけれども、それを使いこなせる親族後見が今の障害者の親族後見としては、なかなか難しい人が結構多いというところがありますので、その辺のところを何かお考えいただいているのかどうかというところを、ちょっとお伺いしたいなと思っています。

以上です。

○新井主査 柏木さん、お願いいたします。

○柏木氏 御指摘ありがとうございます。

御指摘、ごもっともだと思っております。我々もいろいろな方に広く御利用いただきたいなと思っておりますけれども、この分野に我々がサービスとして御提供するの初めてですので、取っかかりとして、後見事務を今はパソコンでやられている方も多かろうということで、そこから御対応させていただくのですが、おっしゃるとおり、スマホを御利用の方も多くいらっしゃると思いますので、そういったことにつきましては、今いただいた御意見とか皆様のお声を聞きながら、徐々にサービスを拡大していければ、広げていければと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○新井主査 ありがとうございます。

多田さん、お願いします。

○多田代理 倉敷市長代理、多田でございます。御説明ありがとうございます。

ただいま御紹介いただいた商品についてですけれども、保佐・補助の方がこの契約をしたいといった場合に、これは例えば代理行為目録の中の何という取引に当たるのかということをお教えいただけるとありがたいです。

よろしく申し上げます。

○柏木氏 ただいま、商品は検討中でございますので、検討の段階という前提でお答えさせていただきたいと思っておりますけれども、基本的にこのサービスを御利用いただくにはインターネットバンキングが必要でございます。つまり、代理権をお持ちで、預金に対してID、パスワードを代理としてお持ちであるということが前提と認識しておりますので、そういった意味では、預金に対する代理権があるということが条件になろうかなと思っております。

○新井主査 ありがとうございます。

それでは、水島委員、お願いいたします。それで、申し訳ないのですが、水島委員の質問で一応ここで打ち切りにさせていただいて、もしさらに質問がある場合は、後ほど時間を設けますので、発言していただければと思います。

水島委員、お願いします。

○水島委員 では、水島から発言いたします。

御紹介ありがとうございます。他の銀行ではこのような成年後見制度の運用を支えるシステムというのは、未だ開発されていないのかなと思いましたので、そういった意味でも非常に目新しいと感じた次第です。もしよろしければ、柏木様が本システムを開発された際に、どのような思い、ビジョンを持ってつくられたのか、というところを素朴にお伺いしたいと思います。

また、私自身が過疎地域で成年後見業務を行った経験から申し上げますと、三井住友銀行の支店がない地域も結構あるかと存じますので、そのような地域でも利用できるようなシステムとなるご予定なのかどうかについても、お伺いできれば幸いです。

○柏木氏 ちょっと私ごとになりますけれども、私自身が成年後見人、保佐人をして、両親が被保佐人、被後見人という経験をしておりまして、その中で、私なりにこの制度の課題を感じまして、会社のほうでもデジタルで社会貢献ということを検討しておりますので、会社に起案してみたところ、やってみようということになったというのが、この背景でございます。ですので、この制度を社会貢献という意味で、サービスを御利用いただくというのはもちろんのこと、制度自体が普及していくということを実現したいというのが私どもの考えでございます。

2つ目の御質問になりますけれども、店舗を全国津々浦々に広げていくというのは、ちょっと困難な部分があるのですけれども、本件はインターネットの技術を使っておりますので、一度お取引に御登録いただくということで、支店に足をお運びいただくことはあるかと思っておりますけれども、インターネットでありますので、遠方の方でも御利用いただける。もしくは、他行でありましても、インターネットバンキングが通じていれば御利用い

ただけるということで、全国の方に使っていただければなと思っております。

○新井主査 それでは、第1の報告をこれで終了にしたいと思います。御報告、どうもありがとうございました。

○柏木氏 ありがとうございます。

○渡邊氏 ありがとうございます。

○新井主査 続きまして、損害保険ジャパン株式会社 柵氏からお願いいたします。よろしく申し上げます。

○柵氏 よろしく申し上げます。損保ジャパン株式会社企画開発部の柵と、本日は小梅川、2名で御説明させていただきたいと思っております。

ただいま資料のほうを投影させていただいております。皆様、御確認できますでしょうか。

○新井主査 確認できます。

○柵氏 ありがとうございます。

それでは、弊社の御説明をさせていただきたいと思っております。「SOMPOグループにおける取組 成年後見人賠償責任保険の展開」につきまして御説明させていただきたいと思っております。本日は貴重なお時間、ありがとうございます。

次のページ、お願いします。私どものグループの御紹介になりますが、本日は時間の関係もありますので、割愛させていただきます。

次のページ、お願いします。本日御説明させていただく目次でございます。1から4までが本日御説明させていただく部分になりまして、参考資料といたしまして、私どもが一般的に汎用で販売しております成年後見人賠償責任保険の補償内容と、昨年度、全国手つなぐ育成会連合会様と一緒にお取り組みさせていただきました、成年後見制度の普及に関する補償の実現というところでの参考資料をつけさせていただいております。

次のページ、お願いします。早速ですけれども、成年後見制度の普及、利用促進に係る弊社グループにおける主な取組について御説明させていただきます。

成年後見制度の普及、損害補填につきましては、成年後見人賠償責任保険の開発経緯とか商品改善等に係るこれまでの取組につきまして、本日の資料の4ページから6ページで御説明させていただきます。

また、成年後見制度の普及につきましては、弊社グループの今後の取組というところで、成年後見制度のより一層の普及のためというところで、7ページで御説明させていただきます。と思っております。

次のページ、御覧ください。成年後見人賠償責任保険の開発経緯でございます。成年後見制度の普及、利用促進を実現するために、関係諸団体様と意見交換しながら、成年後見制度の担い手である成年後見人等の賠償資力等を補完する商品として、弊社は成年後見人賠償責任保険を開発させていただいております。

また、こういった意見交換をさせていただく団体様を通じまして、成年後見制度の多様

な担い手に対して、弊社は成年後見人賠償責任保険の補償を提供させていただいております。こちらにつきましては「(法人も含む)」と記載させていただいておりますけれども、一般的には個人の方と御契約する形ではなく、団体制度で加入者として御案内させていただいたり、法人様を御契約者として対応させていただいているという形になります。

下の図につきましては、その御説明のところですが、関係団体様から改善の御要望をいただきまして、私どものほうが新たな補償等を御提供させていただくというイメージ図になっております。

次のページ、御覧ください。成年後見人賠償責任保険の開発経緯のところの成年後見制度の担い手の方(親族以外の内訳)ということでございまして、成年後見制度の多様な担い手というところで、弁護士の方、司法書士の方、社会福祉士の方等、様々な担い手がいらっしゃいますので、弊社といたしまして成年後見人賠償責任保険の補償を提供させていただいている次第でございます。

次のページ、お願いします。私どもの成年後見人賠償責任保険の商品改善等に係るこれまでの取組というところがございますけれども、関係団体様からの御要望等をお伺いすることで、都度、商品の改善を実施してまいりました。下に4つの項目がございます。

まずは、専門職後見人向けの成年後見人賠償責任保険の開発。弁護士の方ですとか司法書士の方向けに商品を開発させていただいた次第でございます。

また、市民後見人を補償対象とする特約も開発させていただいております。

また、成年被後見人の日常生活に起因する他人の身体障害、財物損壊について、損害賠償請求がなされたことにより、後見人等が被る損害を補償する特約も開発させていただいております。

また、法人後見監督業を行う団体に対する損害賠償等を補償する特約も開発させていただいております。いわゆる御関係団体様からの御要望に応じまして、都度、私どもとしましては商品の改善をさせていただいている次第でございます。

次のページ、御覧ください。私どもグループの今後の取組というところがございます。成年後見制度のより一層の普及のためということでございますが、成年後見制度のより一層の普及等に資する保険、サービスのさらなる検討を引き続き行っていきたいと思っております。

イメージとしましては2つ設けさせていただいております。

1つは保険というところがございますが、参考6でも書かせていただいておりますが、成年後見制度を利用するための費用等、そのものを補償する保険商品の検討も進めさせていただいております。

また、サービスというところがございますが、弊社グループの保険にセットされたサービスにおいて、成年後見制度を利用されたいという御契約者がいた場合、最寄りの相談窓口等を御紹介するようなものを、私どものサービスとして提供させていただきたいと考えている次第でございます。

次のページでございます。以下は参考資料となります。

次のページ、お願いします。5番につきましては、成年後見人賠償責任保険の補償の内容。これは先ほどもお話しさせていただきましたが、弊社の汎用の商品の内容になっておりますので、本日につきましては、参考資料ということで御説明を割愛させていただければと思っております。

最後になりますけれども、6番の全国手をつなぐ育成会連合会様との取組というところで、昨年度、お取り組みさせていただきましたものを御紹介させていただきます。こちらにつきましては、成年後見制度の普及という観点でございます、知的障害児を抱える親御様向けの保険商品として開発させていただき、真ん中のポチにありますけれども、青字になっておりますが、加入者の方がお亡くなりになられた際に、成年後見制度を利用するための各種手続費用等を補償する葬祭費用等補償特約を附帯させていただいております。こちらの特約につきましては、GLTDの特約としては国内損保初の取組という形で、GLTDのパイオニアであるキャピタル損保と共同開発をさせていただいている次第でございます。

次のページは、商品の開発経緯というところでございますが、私どもといたしましては、団体様事務局とお話する中で、「親あるうち」から「親なきあと」への円滑な移行支援の実現を支援したいということで、こういった商品を開発しております。

最後になりますが、この補償で何がもらえるのかということでございますが、通算300万円までを限度にお支払いすることになっており、3つの項目の費用を補償できるようになっております。

御家族が負担する葬祭費用。

それから、御家族が成年後見制度を利用する際に負担する、各種手続費用。こちらにつきましては、弁護士の方に支払う法律の相談費用ですとか、初回の後見報酬を含むという形で、継続的な報酬とか相談費用というのは持てないのですけれども、利用に際して負担する各種手続についての担保。それから、被保険者が親族の判断能力を確認するために医師に支払う鑑定料ですとか申立手数料、登記手数料等の諸費用を担保することが可能になっております。

また、法定相続人の方が遺産分割に対して協議を行うのに負担する法律相談費用等も担保できるようになっている次第でございます。

私どもの説明については以上でございます。ありがとうございます。

○新井主査 どうもありがとうございました。

質疑応答につきましては、次の説明と併せて行っていく予定ですので、よろしく願いいたします。

次に、東京海上日動火災保険株式会社 井口氏から報告をお願いいたします。

○井口氏 よろしく願いいたします。こちらの資料で御説明させていただきます。東京海上日動火災保険の井口と申します。

本日は「成年後見分野の損害保険会社の取組」という内容でお話しをさせていただきます

す。

本日の内容ですけれども、この4点です。

成年後見制度の利用状況と不正の現状。

2番目といたしまして、当社、経営理念と大学との共同研究を御説明させていただき、3番目に市民後見人に関する現場の声を御紹介させていただきます。

最後に、4番目としまして、損害保険会社としての取組を具体的に説明させていただきます。

まず、1点目、成年後見制度の利用状況と不正の現状について、お話しをさせていただきます。

こちらは、既に御参加の皆さんはよく御理解いただいている内容ではございますけれども、現在、認知症等の高齢者数が600万人という中で、成年後見の利用者は20万人という形になっております。成年後見制度の普及につきましては、今後、まだまだ進めていかなければいけないという状況でございます。制度の啓発とか報酬負担等もいろいろ課題として指摘いただいておりますけれども、担い手の確保も大きな課題ではないかという認識を当社ではしております。

続きまして、成年後見制度と、そこをめぐります不正の現状について御説明させていただきます。こちらにグラフが出ておりますけれども、過去8年程度の不正事例の被害額でございます。昨年度、約8億円の横領事件が起きておまして、成年後見制度におきます課題の一つになっているという現状でございます。

2番目のテーマに移りまして、当社の経営理念と大学との共同研究につきまして御説明させていただきます。

当社は、1879年に日本初の損害保険会社として設立されております。お客様の信頼をあらゆる事業活動の原点に置きまして、「安心と安全」の提供を通じて、豊かで快適な社会生活と経済の発展に貢献することを経営理念として取組をしております。

その中で、具体的には、市民後見人普及に関しまして、大学と共同研究を進めております。先ほど冒頭で御説明したとおり、成年後見制度による支援を必要とする方が非常に増えてきている現状でございます。当社では2017年度から、大学と市民後見人普及に向けた共同研究を開始しております。大学側は、教育機関として専門的な知見を活用しまして、成年後見制度に関する社会課題の研究。また、新たなサービス等の検討を行うということを進めておまして、当社は、そこに保険・サービスの開発・提供を行って、市民貢献をめぐる社会課題の解決を図るということを取組としてやっております。

この下のところに書いてありますとおり、共同研究の目的としましては、活動現場の声に基づきまして、制度自体が利用しやすくなるように、市民後見人の方がより活躍できるような体制・環境づくりをどうしたらいいかということに関しまして、損害保険会社として何か貢献できないかという観点から、商品・サービス開発を実施するというところで共同研究を進めております。

3番目に、共同研究を通じて市民後見人に関する現場の声を集めておりますので、御紹介をさせていただきます。

まず、御本人、御家族から御意見をいただいております。共同研究を開始しまして数年間にわたりまして、相談窓口になっていらっしゃいます自治体とか社会福祉協議会、実際に活動されている市民後見人やNPOの方々から現場の声として伺っております。また、制度を利用する立場でいらっしゃいます御本人や御家族からも御意見をいただいております。まず、このページでは御本人、御家族の御意見を御紹介させていただきます。

上にお天気、晴れマーク、太陽マークで御紹介しておりますけれども、非常にプラスの意見ということで幾つか御紹介させていただきます。非常に親身になって、細やかに支援してくれるので安心できる。毎月、様子を知らせてくれてありがたい。話しやすいし、相談に乗っていただいて助かるという前向きな御意見もいただいております。

一方で、御心配な点も下半分に幾つか示させていただきます。例えば、専門職でさえ横領事件があるということで、制度に不信感がある。実際、先週も大阪のほうで横領事件が発生して報道されておりました。また、どうしてもお金が出てまいりますので、お金を見ると魔が差すことがあるのではないかということですか、そのお金が勝手に使われないか。万が一、横領された場合は弁償してもらえるのだろうか。こんな御意見をいただいております。

続きまして、市民後見人の方から御意見をいただいております。

ここに書いてあるとおりでございますけれども、この経験から教えられることが非常に多いということですか、行政とか社会福祉協議会の皆さん、地域の専門職の方がバックアップしてくれて心強いということですか、地域のために何か汗をかけないかという御意見もいただいております。

一方、下半分、どうしても御不安になっているところ。例えば、他人の財産をお預かりすることについては不安を感じるのか、支援員として活動できるのだけれども、個人として、それを受任することについては荷が重いということをお意見としていただいております。

12ページ、行政とか社会福祉協議会の方からの御意見としていただいております。

財産が多い方は専門職にお願いしているけれども、財産の少ない方は市民後見人の方をお願いしている。

例えば、不正防止とか横領リスクについてお話しをすると、御本人を疑っているようで気が引けてしまうという御意見ですか、成年後見制度の利用を説明したら、御家族の方が、横領が起きたらどうしてくれるのかということで、それを理由に利用することを拒むというケースも出ているという御意見をいただいております。

このページはまとめでございますけれども、御本人・御家族からは、特に不安としては、横領被害の点につきまして御不安が多い。市民後見人の方は、後見人業務に対するプレッシャー。お金をお預かりするということの責任の重さみたいなものをどうしても感じてい

らっしゃる。行政とか社会福祉協議会の担い手の方の不安としては、どうしたら信頼される制度を構築できるかという御不安を感じていらっしゃるということでございます。

ここからは、損害保険会社としての具体的な取組内容について御説明させていただきます。

まず、一般的なお話しとしましては、損害保険会社として様々なリスクに対応するのですけれども、リスク対応には4つの手段がございまして、リスクに対しては「保有」、「移転」、「低減」、「回避」の4つがございます。このページでは、地震というリスクに対しまして、どのような対応ができるのかということを記載しておりますけれども、同様に、今回の後見人をめぐるリスクにつきましても同じような考え方で整理しております。

こちらのページでは、具体的に損害保険会社として市民後見制度普及に関して、どのような取組を進めていくかといったところで、先ほどの4つのリスクに対する対応ということで、それに沿って御説明させていただきます。

1点目の取組としましては、取組1として書いてございますが、市民後見人の方が安心して働くことができる仕組みづくりをサポートしていく。特に、御本人・御家族が安心できる財産管理スキームを御提供するという事で、そもそも横領被害が発生しなくなるような、発生頻度を低くするようなリスク低減の取組を行っていく。

取組2といたしましては、万が一、横領被害が発生した場合には、御本人・御家族をお守りする保険制度という形で保険会社側にリスクを移転していただきまして、その御不安を解消するという取組を行っていきます。

こちらの17ページは、当社の具体的な取組、市民後見活動支援保険という保険の内容を説明しております。

この取組につきましましては、具体的には2つの取組をしております、1点目は、市民後見人の財産管理状況のチェックを社会福祉協議会が行っていただいているのですが、それを大学と一緒にサポートするといったところ。

2点目としましては、保険商品として、万が一、横領が発生した場合の補償を行うという形のサポートでございます。こちらに図が描いてありますけれども、もう少し詳しく御説明いたしますと、この保険は社会福祉協議会の方が保険契約者になっていただく。保険料を御負担いただくことを想定しております。その場合、横領被害が発生した場合には、被後見人の方に救済金という形で保険金をお支払いいたします。社会福祉協議会の支払いの監督上の注意義務違反といったものを問わずに、保険会社として保険金をお支払いするといったところに特徴がございます。

財産管理状況のチェックについても御説明させていただきます。保険を引き受けるだけではなくて、今回、この取組としましては、3か月ごとに、社会福祉協議会が市民後見人の支援状況そのものを確認いたしまして、後見業務がしっかり行われているかを確認して、実際に横領等の被害が発生しにくい状況を留意しております。

また、6か月ごとに、家庭裁判所に提出する保険報告書に準じた書面を社会福祉協議会

へ提出する。

こういった確認業務につきまして、必要に応じて大学によって支援していくということで、この取組自体をサポートするということを弊社と大学と共同で実施しているという状況でございます。

当社からの御説明は以上でございます。ありがとうございました。

○新井主査 御説明、どうもありがとうございました。

ただいまの損害保険ジャパン、東京海上日動火災保険からの御説明に質問がある場合、zoomの「手を挙げる」機能で挙手をお願いいたします。

まず、上山委員、お願いいたします。

○上山委員 御報告ありがとうございました。

まず、私からは、東京海上の資料17ページ、市民後見活動支援保険について質問したいと思います。一般的な損害保険は、金融庁の資料にもありましたように、故意や重過失のケースについては通常補償の対象にしていらないと思います。この仕組みでは、市民後見人と契約するのではなくて、その監督機関である社会福祉協議会と契約するという形で、故意の横領事案についても保険金が支払えるような仕組みになっているかと理解したわけですが、横領事案について、市民後見の場合、管理財産が比較的少ないので、保険で賄える可能性もあるのかもしれませんが、御承知のように数千万とか億単位の横領事案というのが発生することがあります。

こうした仕組みを商品として考えた場合に、基本的に保険料の算定等を含めて、商品としてどれぐらい成立する余地が一般的にあるのかということ、まず1点お伺いしたいと思います。

それともう一つ、これが、市民後見人対象ではなくて、例えば専門職後見人を対象として、司法書士会や弁護士会などと契約する形で、弁護士後見人や司法書士後見人が行った横領について、同じような支援保険の仕組みで商品として成立し得るのかどうかという御感触について御教示をいただければと思います。

○井口氏 ありがとうございます。東京海上日動の井口でございます。

御質問の1点目、財産が大きくなった場合に保険で本当に対応できるかという点でございますけれども、我々の今のところの考えでは、リスク実態に応じて保険設計は可能ではないかと考えております。

2点目の御質問でございますけれども、司法書士とか弁護士等の専門職の方を対象としたような保険設計、団体制度みたいなものが可能なのかといった点についてでございますが、こちらも可能ではないかと我々としては考えております。

以上でございます。

○上山委員 ありがとうございます。

○新井主査 引き続き、青木委員、お願いします。

○青木委員 御報告ありがとうございました。

まず、損保ジャパンさんのほうに御質問なのですけれども、6ページの幾つかの取組の中の、市民後見人を補償対象とするという※印の3でございますが、これについては、法人の管理・監督下のみということの管理・監督下というのは、法人が市民後見人を後見監督人になっている場合を指すのか、あるいは後見監督人までにはなっていないけれども、事実上の支援をしている場合も含むのかということについて教えていただければと思います。

続きまして、東京海上さんについても同じ市民後見人のことなのですけれども、今、実際に市民後見人が活動している多くの場合は、社協さん等がバックアップに入って、3か月、6か月の定期報告をしたり、専門職団体による専門相談というのを定期的にしながら、裁判所に報告を出しているというのが一般的な市民後見人の活動になっていますけれども、ここに大学が具体的にはどのような支援ということになるのかということが、ちょっとイメージがわからないものですから、それを教えていただきたい。必要性も含めてお願いしたいということです。

それから、保険の話と事前のチェック状況の話というのは、セットで取り組まれていることなのか。保険だけ入って、大学の支援というのはないというオプションもあるのか、その辺りも教えていただければと思います。

以上でございます。

○新井主査 お願いします。

○小梅川氏 損害保険ジャパンの企画開発部 小梅川でございます。

まず、1点目、御質問いただきました点について御回答させていただきます。法人の管理・監督下については、11ページにも少し記載がございますように、自己の名で成年後見業務を行うかどうかというところがポイントでございますが、改めて商品部門等も含めて、持ち帰り、確認させていただきたいと考えております。基本的な考え方としましては、自己の名で行っているかどうかというところがポイントという形でございます。改めて御連絡させていただきます。

御質問ありがとうございます。

○新井主査 ほかに御質問はいかがでしょうか。

○青木委員 すみません、東京海上さんへの御質問が。

○井口氏 東京海上日動でございます。御質問いただきまして、ありがとうございます。

具体的にどのようなサポートをしているのかといったところですが、社協の方も場所によって多分違うと理解しておりますけれども、実際の対応等で不慣れな場合があって、こういうケースはどうしたらいいのだろうかということで御相談いただいたりするようなこともございまして、その場合に、大学側に知見がある場合は適宜アドバイスをさしあげる。要は、御相談相手として、持てる知見を大学側のほうから提供いただいているということでございます。

あと、保険と事故防止の大学との取組は必ずセットでなければ駄目なのかといった御質問でございますけれども、まだこの取組自体が試行的に開始したばかりということでござ

いまして、今後、全国等にこの取組の普及・拡大を図っていくに当たりましては、事故防止も必要な状況だと思っておりますけれども、もう少し柔軟にいろいろな方とお話ししながら、どのような形で普及を目指していくのがいいのかといったところを今後検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○新井主査 ありがとうございます。

青木委員、今の回答でよろしかったでしょうか。

○青木委員 ありがとうございます。

○新井主査 はい。

続いて、山下委員、お願いいたします。

○山下委員 損保ジャパンさんのほうの御報告に対して、1点確認なのですが、10ページです。保険金をお支払いする場合と事故例ということで、一番最初に業務上の過失による経済損と書いてあるのですが、本人の場合は排除するという御趣旨なのか。特に、先ほど御議論が出てきた後見人の故意事案のような行為事例については、この保険ではカバーされるのかどうかという点だけ確認させていただければと思います。

以上です。

○小梅川氏 お答えさせていただきます。

被保険者の故意による損害というところは、当該職員による、後見を担われる方などの横領で、事業者である法人様等が横領に関与していない場合の賠償責任については、補償の対象になるという形で、追加補償特約等をセットすることで対象となるような形でございます。ですので、賠償責任が法人等の事業者にある場合で、かつ、当該法人等が関与していない、法人等の職員による横領については、成年後見の賠償責任保険で補償対象になるという形で御認識いただければというところでございます。

以上でございます。御質問ありがとうございます。

○新井主査 山下委員、よろしいですか。

○山下委員 よく分かりました。ありがとうございます。

○新井主査 中村委員からの質問が出ております。中村委員の質問で一応打ち切りまして、次のプロセスに移行したいと思います。よろしく申し上げます。

○中村委員 社会福祉協議会の中村でございます。説明のほう、どうもありがとうございました。

東京海上日動さんのほうにちょっとお伺いしますが、社会福祉協議会との先駆的モデル事業的な報告をいただきましたが、先ほど青木委員のほうからも、全国的には、市民後見人を含めて個人後見を含めて、社協のほうとしての取組を進めさせていただいておりますが、まだ十分に市町村社協さんを含めて取組がない地域もある。そういう中で、市民後見人さん、個人受任の方について、この仕組みがどういうふうに関わってくるのかとか。

実際に社協が市民後見人支援みたいな形でやっていたとしても、今後、中核機関でも市民後見人支援というところが出てきますので、その辺の役割分担とか今後のイメージみたいなものをちょっといただければ大変ありがたいと思います。

○井口氏 東京海上日動の井口でございます。

商品開発を進めて具体的に試行的な取組の開始、ちょうど着手したばかりという状況でございまして、今、御質問いただきました今後の地方展開、普及に向けた取組については、試行錯誤しながら、各社協さんとか自治体の方とか、皆さんと御相談しながら、どうやったらこの保険をお届けできるのか。つくったはいいけれども、この保険が知られていないと、それがなかなか利用されないとなってきたでございますので、その辺をどうすればこの内容を知っていただいて御利用いただけるのかというのを、社協の皆さんとか大学の皆さんと御相談させていただきながら進めさせていただきたいと考えております。

具体的にどういう形でといったところは、まだ検討中でございますので、なるべく早く、こういうものが皆様にお届けできるように、いろいろ御意見いただきながら今後取組を進めていきたい、そういうことを考えている状況でございます。

○新井主査 ありがとうございます。

それでは、確認ですけれども、今日御報告いただいた方についての質問はこれで終わりにしたいと思いますが、よろしいですか。もし特にとということであれば、お受けいたします。

それでは、本日は非常に有益な御説明をいただいた皆さんに心から感謝申し上げたいと思います。どうもありがとうございました。

それでは、次の議題である意見交換に移ります。本日の有識者からの報告や質疑応答の全体を通じて、委員の皆様から御発言をお願いしたいと思います。資料1として「検討項目」を準備していますので、これに沿って進めたいと思います。

まず「成年後見制度における金融機関・保険会社との連携」及び「財産管理のあり方（適切な管理の方法を含む）について」を併せて議論したいと思います。zoomの「手を挙げる」機能で挙手をお願いいたします。意見交換は20分程度を予定しておりますが、ちょっと時間も余裕があるので、皆さんにゆっくり話していただけるのではないかと思います。いかがでしょうか。

青木委員、お願いします。

○青木委員 質問やしゃべってばかりで申し訳ありません。

金融機関・保険会社との連携ということで、大きな話でもあるのですが、実際に後見実務をしていますと、前にも西川委員からもありましたけれども、金融機関の後見制度に関する理解がなかったり、制度的にシステムが十分整っていない。支店単位で非常にばらつきがあるという状況がなかなか解消されないということがあります。中には、キャッシュカードを後見人のために発行することができないという、信金・信組に多いのですけれども、というところもまだありますし、ましてやインターネットバンキングを後見人ができ

るところはごく限られている状況もありまして、今後、後見人業務への御協力という意味では、もう少しそういう地道なところからお願いできたらなと考えています。

それから、特に思いますのは、金融機関の御理解がない中で、市民後見人がせっかく選ばれても、金融機関だけではないのですけれども、様々なところで専門職後見人と同じように取り扱ってもらえない、疑いの目で見られることがまだありまして、そういったところも改善をお願いできればと思っております。

もう一つ、財産管理の在り方につきましては、今日、御発表になったような細かな家計簿単位でのデジタル化というのも確かに1つの道ではあるかもしれませんが、一方で、裁判所にどの程度のものを全体として報告するかということについては、この20年間で様々な工夫、負担軽減もされてきていますし、必ずしも家計簿をつけたり、領収書を添付して報告するということには、多くの家裁ではなくなってきていると思います。これは、親族後見人も含めてです。そういった意味では、親族後見人も含めた財産管理の報告の在り方ということも、家庭裁判所ともよく連携しながら考えていくというのがもう一つの道じゃないかということを考えています。

以上でございます。

○新井主査 青木委員、ありがとうございます。青木委員が今おっしゃった金融機関とか保険会社の地道な働きかけというのは、何か具体的にお考えになっていることはありますか。

○青木委員 実際には、現場でその都度、それぞれの人たちが適切な扱いを受けなかったときに、頑張っているいろいろしているのですけれども、本当は全銀協ぐらいのレベルか、あるいは銀行単位でもうちょっと改善するための改善提言を出したりしているのですが、20年間、少しずつというところがありまして、すみません、具体的な案がないのですけれども、取りまとめて課題を挙げて、どこかでまとめて検討してほしいということをもうちょっとしっかりやる必要があるかなど、我々の反省も含めて思っています。

○新井主査 その点をもう少し組織的・体系的に取り組んだらいいということですね。分かりました。

櫻田委員、お願いします。

○櫻田委員 ありがとうございます。ピアサポート専門員研修機構の櫻田でございます。

私のほうからは、今回御発表のあった3件の中で、感想といいますか、思ったことを発言させていただけたらと思います。今回発表を受けまして、連携が取れてきて、私としては当事者としてすごく安心感もありましたし、カードとかキャッシュレスの中で使って、使ったらスイッチされるというのは、取組としてはすごくいいなと思いました。

ただ、障害をお持ちの方の中には、そういうものをうまく使える方もいらっしゃるのですが、中には使い方がよく分からないとか、どう使っているか分からない。あとは、それがあるから使い過ぎてしまうみたいな方も中にはいらっしゃると思うので、そういうところをどうやってサポートしていくかとか、どういうふうに御本人に使い方を説明するかと

いうのも、もしかしたら課題になってくるのかなと思いました。中には現金のほうがいいという方もいらっしゃるのですが、それとのバランスというのですか、そこをいかにうまく使えるかというのが、もしかしたら今後の課題になってくるのかなと、私の中でお話を聞かせていただいて感じたところでもあります。

あとは、実際いい取組なので、今後こういう取組が徐々に広がっていけばいいかなと思ったりしていますので、この取組をもうちょっとたくさんの方が知っていただけるような広報とかも、ぜひしていく必要があるかなと思いました。

すみません、本当に感想になります、以上になります。

○新井主査 ありがとうございます。

これからの順番は、花俣委員、久保委員、星野委員という順番でお願いいたします。花俣委員、お願いします。

○花俣委員 ありがとうございます。

今日は、金融機関とか保険会社さんと制度との連携ということで御説明いただきました。大変関心を持って聞かせていただいたところです。後見人の担い手への様々なサポートということが内容として中心であったかなと聞かせていただきました。特に、市民後見人に特化したものについては、さらに充実して後見人の担い手の戦力として、市民後見人になれる方の活躍の場が増えるといいなと感じました。

それから、住友銀行さんのSMBCサポートサービスは、先ほどの久保委員や櫻田委員の御意見にもありましたように、今の高齢の方にとっては若干ハードルが高いかな。ただし、次世代型のツールとしては大いにありかなと思いました。

もう一点、「かぞくのおさいふ」ですけれども、認知症の特性からいくと、現金であれ、カードであれ、置いた場所が分からなくなるとか、そもそもそっちが問題になっているわけで、幾ら現金が一定額の上限が設けられたプリペイドカードになったとしても、そのプリペイドカードがお買い物のときに使えるものであるという、新しいツールとして認識するというのも実はハードルが高いというところがありますので、これについては、特に認知症の方の障害の特性をもう少し考慮して、もう一度検討していただければなと感じたところです。

簡単ですけれども、その程度のことを今回感じた次第です。以上になります。

○新井主査 ありがとうございます。

続いて、久保委員、お願いいたします。

○久保委員 ありがとうございます。

まず最初に、法務省の大口預金口座と小口預金口座の2つに分かれている部分ですけれども、本人用の小口預金口座をどうするかというお話もあったかと思いますが、保佐・補助に匹敵するような障害のある方は、基本、ある程度自分で自由に使えるお金が欲しいという思いを持っておられますので、そういう方は割と日自を使いたいと思っておられる方が大変多くおられます。そういう意味では、日自をどう使えるようにするかという

ことと。

本人用の金額をある程度決めた口座というのにも必要かなと思いますけれども、先ほどからも花俣委員とか櫻田委員からお話がありますように、障害のある人はカードを持つということに課題があるのですね。紛失したり、スマホをいじっていて、すぐに30万ぐらい使ってしまうという方も平気でおられますから、そういう人たちの本人の管理をどうしていくのかというのが、今、親の中では課題になっておりまして、その辺のところと兼ね併せた、本人の自由に使えるお金みたいなものをどういうふうに管理していくのかというのは、とても課題になっております。そういう意味で、カード化というのは便利でいいのですが、また危険性もあり、課題もあるということが言えるかなと思います。

それから、親族後見であっても、家裁への報告がなかなか大変だという話がありまして、私がやっている法人では、家族支援ということをする職員を1人置いています。家族の方の御相談を受けるという意味で、家族が親族後見になっておられる方の報告とか申請のお手伝いをするという職員を1人置いております。最初の申請は割と書いても、数年すると、それこそレシートとか必要であろうと思うものは缶の中に入れて、それを小脇に抱えて、どうしたらいいと言って持ってくるというのが現状としてございますので、親族後見を進めていくのであれば、もう少し報告を簡素化するというか、書きやすくしていただくという方向性も検討していく必要があるのではないかなと思っております。

以上でございます。

○新井主査 ありがとうございます。

星野委員、お願いします。

○星野委員 今日は、御報告ありがとうございます。

法務省のほうから提案がありました保佐・補助類型を対象とする仕組みのところ、既に現状においても補助人でやっているときに、ある地銀は、補助人の届けをしても、被補助人本人が持っているカードはそのまま使えるという対応をさせていただいて、補助人は通帳と印鑑で取引ができる。被補助人は既に発行されているカードをそのまま使ってくださいという対応をされたことがあって、私はそれは非常に望ましいなと思っております。

それで、今回の御説明でも、保佐人・補助人あるいは本人もということはあるのですが、今までもいろいろ出てきた話の中にもあるように、日常的な金銭管理というところは、個人によって大分方法が違っていると思っていて、特に障害がある方、高齢者の方もそうなのですが、関わっていく間に御自身でできる部分が増えてくるということはずごく多いと思うのですね。

それで、類型に限らず、後見人・保佐人・補助人は、金銭管理をするときに、日常的事がどこまで本人ができるようになっていくのか、支援していくということもとても大きいと思うので、今日の御説明をお聞きしていると、型にはめ込むような印象を受けてしまって、もっと個性とか多様性があると、もう少しいろいろなやり方があっていいのかなと感じたところです。

あと、インターネットバンキングというのは、例えば後見類型等の、御本人自身が金銭を取り扱うことが難しいような場合に、代理人が行うときには、確かにキャッシュレスのそういう方法がしっかりと定着することが不正防止にも役立つと思うのですが、これまで久保委員、花俣委員もおっしゃっていたように、御本人自身が自分で日常生活のお金を管理するということでは、私の経験上、キャッシュカードあるいはパソコンやスマホをご本人が操作することはなかなか難しいかもしれない。現金を定期的に届けたり、御自分で自分の通帳から下ろしに行ったりとか、そういうやり方をしている方が多いので、いろいろな方法が使えるといいかなと思ったところです。

以上です。

○新井主査 ありがとうございます。

次は、最高裁の手嶋委員、お願いします。

○手嶋委員 最高裁、手嶋でございます。

3点申し上げたいと思っております。

最初は、本日御報告いただいた関係についてです。いずれの取組も後見制度の利用促進につながるものとして、強い関心を持って聞かせていただきました。損害賠償責任等を担保する保険制度の仕組みが、制度利用者の安心・安全につながるということはもちろんのことだと思っております。さらに、SMBCからの御報告については、御検討に至られた経緯も含めて印象深く拝聴いたしました。

現在、裁判所では、報酬算定の在り方の検討と併せて、報告書の書式についても、後見人の報告事務の負担という点も重要な視点として配慮しながら検討しているところです。報告の在り方も大事だと思っておりますが、同時に、今日の御報告を伺いながら、様々な技術の活用や、それを踏まえた様々な仕組みが整うことで、将来的に後見事務の負担とか負担感を大きく低減させられる可能性も感じられましたし、財産管理の一層の透明性確保も可能となっていくのではないかとということも感じながら報告を伺ったところです。

こういう環境が整うことで、運用の選択肢も広がっていくかと思えますし、よりメリットを感じられる制度運用も進むのではないかと、裁判所としてもいろいろな取組にアンテナを張りながら、引き続き運用改善に向けた検討を進めてまいりたいと思っております。

2点目ですが、法務省から、保佐・補助類型を対象とする預貯金管理の仕組みに関する検討の状況について御報告がありました。最高裁としましても、これまで検討に積極的に関与してきているところでございます。被後見人よりも広い範囲で、自ら財産行為をすることが予定されております被保佐人・被補助人自身の円滑な入出金を確保しながら、保佐人・補助人による不正防止を実現すること、つまり、後見制度を前提とする後見制度支援預貯金とは異なる保佐・補助類型特有のニーズに応えるべく、悩みながら検討が進められてきたところと承知しております。

法的検討課題も少なくないですし、法務省から、金融機関側のシステム開発に係るコスト等の問題という言及もありましたし、金融庁からは実現可能性の言及もあったところで

すけれども、第10回専門家会議で提出させていただいた意見書等でも御紹介しておりますとおり、昨年、保佐開始・補助開始の各審判の申立件数は、いずれも前年より大きく増加したところでありまして、保佐は11.6%増加、補助は30.7%増加となっております。こうした流れをさらに促進するものとして期待されていると考えられるところがございますので、今日、利用者側からもいろいろ御意見あったところですが、裁判所としても金融機関・団体等と連携して、さらに具体的に検討を進めていく必要があると思っております。

もう一点、保佐・補助に関して申し上げましたけれども、財産管理の在り方に関しましては、裁判所としては、まず、今ある後見制度支援信託・預貯金のさらなる積極的な活用というのが、いろいろな意味で重要だと考えております。手続開始当初における収支見込み等に関する適切な見極めというのが、重要な前提となってまいりますが、これを前提として、日常的に利用する必要性が想定されない財産部分について分割管理するということは、その表裏として、日常的な必要性が想定される範囲を明確化し、それに応じた管理をするということでもあると思っております。

こうした取扱いは、一般に財産管理に伴う不必要なリスクを低減させることができますし、財産管理に伴う負担の軽減にも資するものと考えておりまして、新規事案については、各家庭裁判所において、ある程度のレベルの預金額を考慮して、信託・預貯金の利用・検討を促すなどしているものと承知しているのですが、さらにその範囲を広げて積極的に活用するということも考えられると思えますし、専門職後見人が選任されている事案も含めて、継続中の事案についてもこれをより積極的に活用していくことが考えられます。

こうした取組によって、より多くの事案で確実性の高い不正防止の実現につながると考えられることに加えまして、このような素地が整うことで、他に専門職による対応を要するような課題がなくなれば、専門職から他の第三者ないし親族に交代するのが相当な場合に、これを円滑にバトンタッチすることが可能となる事案というのも増えていくのではないかと考えておりまして、その観点からも、本人にとってのメリットになることが期待されると考えております。

○新井主査 ありがとうございます。

そうしたら、西川委員、お願いしますが、西川委員の発言を最後にしたいと思います。西川委員、お願いします。

○西川委員 今日の報告をお聞きしまして、特に金融機関において新しい仕組み、利用しやすさを求めたいろいろな商品の開発を進めていただいていることは、非常に心強く思ったのですが、他方で隔靴搔痒といいますか、立場が違うと見える景色も違うということなのか、あくまで専門職の立場でということなのですかけれども、ちょっと感じるところがありますので、その点について触れさせていただきたいと思えます。

まず、金融機関の取組として、いろいろな新しい仕組みを開発していただくことはもちろん歓迎なのですが、今、専門職としての私の立場で言うと、後見制度を使っても、使わない場合と同じように金融機関と取引ができるようにしてほしい。それだけなのです。

つまり、後見人が取引する場合も、本人が取引する場合も、制度を使っていない場合と同じ取引をせめて継続することができる仕組みにしてほしいということが、まず第1の希望なのです。

それ以外にいろいろなソフトを開発していただくのも歓迎なのですが、これは家計簿ソフトを使えば何とかなるというレベルの話ではないでしょうか。まずは成年後見制度を利用して普通の金融取引ができる状況を確認できること。そこが重要なのではないかと思います。システム上、いろいろと難しい問題があるというのは重々承知しているのですけれども、制度を使ったとしても、使っていない場合と同じ金融取引ができるということが非常に重要なのではないかなと思っていますので、その辺り、難しい面はあると思いますけれども、引き続き検討をよろしくお願ひしたいと思っております。

それから、今日の御説明ですと、市民後見人なり親族後見人の方の財産管理の負担を軽減するというこのために、いろいろ工夫されている。それはもちろんすばらしいことですし、進めていただければと思うのですけれども、それとは別に、後見人・保佐人・補助人が本人の財産を管理する場合であっても、御本人も日常生活費を手元に置くわけです。その日常生活費の管理の仕方というのが、これは後見人がそこまでやるのが本来の仕事かどうかという議論はあると思うのですけれども、現実的には後見人が対応して、御本人に小分けにしてお金を届けて、御本人に家計簿等をつけてもらって管理してもらったりして、御本人と一緒に現金の管理、使い方の工夫をしているわけです。

そうしたときに、専門職後見人が、現実的に毎日本人に現金を届けに行くというわけにはなかなかいきませんので、例えば後見人がプリペイドカードを購入して本人に渡したり、キャッシュレス決済の仕組みを使って一定の金額を本人の手元にある電子的なお財布に定期的に入金して、一日あるいは一定の期間に一定の額しか使えないように工夫をして、1日に何万円もは使えないように調整する、という方法がとれば、できればいいと思うのですけれども、現実的に、例えば私の地元のような人口13万、14万人ぐらいの都市ですと、プリペイドカードや電子マネーで買い物ができる店がそもそも余りありません。というところで行き詰まってしまうわけです。

後見事務においても、そしておそらく日常生活自立支援事業においても、御本人が日常生活費を御自分で管理しやすいような工夫、仕組みが、今、切実に求められているのではないかなと思っていますので、そういうニーズがあるということをお伝えして、今後の商品開発に期待したいと思います。

以上です。

○新井主査 ありがとうございます。

それでは、次の検討項目に移ります。「法定後見制度における不正防止（損害賠償を含む）について」及び「任意後見制度における不正防止（損害賠償を含む）について」を併せて議論したいと思います。zoomの「手を挙げる」機能で挙手をお願いいたします。意見交換は20分程度を想定していますので、簡潔な発言をお願いいたします。いかがでしょう

か。

住田委員、お願いいたします。

○住田委員 ありがとうございます。

私からは、任意後見の不正防止について意見を申し上げたいと思います。参考資料3、10ページの個別支援の相談機能と利用促進機能のところに「契約締結時に任意後見監督人の選任申立の必要性を説明」とありますが、これは誰に対して説明するのでしょうか。第4回専門家会議、法務省の資料では、任意後見受任者の属性の約7割は親族でした。私的契約である任意後見の全てを網羅的に中核機関が把握して関わることは困難ですし、そのような情報の把握もできません。

例えば、私たちの地域では、任意後見の広報・啓発は住民や専門職に対して行っています。興味・関心のある当事者である本人の相談に、中核機関から改めて任意後見制度について、監督人選任の重要性を含めて説明しています。そして、利用の希望があれば専門職につなぎ、最初の相談場面までは同席します。その後、専門職につながったとしても、さきの法務省の資料では、専門職の受任者は約2割ですし、中核機関が関わる割合は、その2割のうちわずかだと思われま。

また、任意後見契約の締結に至るまで時間がかかることや、介護保険などの福祉サービスの利用のない方は、その後の情報の把握も困難です。まずは、任意後見受任者である2割の専門職団体は、自らが徹底して監督人選任申立について取り組んでいただきたいと思っています。

その上で、地域でできることは、任意後見の活用を検討している当事者御本人に対して、専門職団体の相談窓口だけでなく、ほかにも様々な相談窓口があることや、任意後見については納得がいくまで説明を求めることができることを伝えること。地域のそれぞれの相談窓口の情報を地域連携ネットワークの構成メンバーで共有できるようにすること。任意後見監督人選任の申立てによって、初めて任意後見契約が発効するというのを、地域包括支援センターやケアマネージャー、民生委員や地域住民など、様々な関係者が共有して任意後見契約を結んでいるということを知った場合に、本人が判断能力不十分になったら、監督人選任申立を促せるようにしていくこと。

実際に市民後見人からの情報で、監督人選任のタイミングについて地域でも検討したことがあります。中核機関の整備が進みつつある、今の段階の役割は、中核機関がまずはしっかり成年後見制度の仕組みについて説明できることと、福祉などの関係機関への周知・啓発が必要ということではないでしょうか。

以上です。

○新井主査 ありがとうございました。

上山委員から今、挙手がありますけれども、今の住田委員の発言に対して、専門職のほうで、もし何かお考えがあれば述べていただきたいと思うのですが、いかがですか。専門職、どなたからでも結構ですけれどもね。

指名して申し訳ありませんけれども、例えば星野委員はいかがですか。

○星野委員 ありがとうございます。

確かに、今、住田委員が言われたとおりで、任意後見契約をしているという活動報告は結構上がってきています。ですけれども、監督人選任がなかなか進んでいない。報告書の中には、その方の判断能力の状況はどうですかと聞くところもあって、例えば認知症が少し進行してきているというようなチェックが入っているにもかかわらず、監督人選任申立てがされない。そういう場合に会員と面談したりするのですけれども、客観性に乏しいといえますか、まだ大丈夫ということになってしまう。その辺りの取組を本当にしていかなければならないのではないかと思います。

任意後見の場合も、保険のほうと関わりますけれども、損害賠償保険には当然加入する形になっていますので、そここのところをもう少し意識を変えるといえますか、こちら側のチェックをしたときの取組みを検討することが必要と考えます。

今後は、団体だけでやっていくのは難しいなと実は思っていて、ご本人の状況を把握してくださっている地域の中核機関等と連携を取りながら一緒にチーム支援として進めていくということが、より重要かなと思っています。

以上です。

○新井主査 ほかの専門職のほうで、もし御意見があれば。

青木委員、お願いします。

○青木委員 任意後見監督人の発効の定期的なチェックというのを、どういう形か、システム化していかないといけないと思っていますが、その1つとしては、一番情報を持っているのは公証人役場が全てのケースを把握しています。法務局には登記がされますので、法務局の登記というのもあります。それを例えば定期的な形でレファレンスする、状況確認するような仕組みがつかれないかというのが1つ。法改正も必要になるかも分かりませんが、あるかなと思っています。

それから、銀行は、任意後見契約をした段階で、まだ発効していないのに届出を受けますと、あたかも発効した任意後見監督人であるかのように扱ってしまうという実態も金融機関側にあります。したがって、金融機関において、その2つを峻別していただいた上で、金融機関も定期的に、まだ発効していないかどうかを確認するということも考えられるのではないかと思います。もちろん、これは任意のものですから、それによって不正が絶対に防げるわけではありませんが、幾つかのそういった機会をつくることによって、悪意ではなく監督人を選任していないところを救えたりするのではないかと思います。

以上でございます。

○新井主査 ありがとうございます。

西川委員も今の問題についての発言でよろしいですね。では、西川委員、お願いします。

○西川委員 リーガルサポートでも、法定後見と同様に任意後見も発効前から会員には一

定の報告を定期的に求めているので、任意後見監督人選任の申立てを促すという活動はしています。しかし、法定後見と比べると、任意後見は当事者間の契約ということもあり、組織・団体としての促し方がなかなか難しいという側面が実際にはあります。

というのは、まず1つは、任意後見監督人選任の申立てをするには本人の同意が必要という立てつけになっておりまして、ある程度本人の判断能力の低下が見込まれる場合であっても、本人が同意していないということになると、それ以上、強制的に申立てを促すということは難しい。

さらに、任意後見制度は、法定後見で言うと補助類型に相当するような判断能力の衰えがあれば使えるということにはなっているのですが、あくまで契約に基づく後見制度であって、委任者である本人の立場に立って考えますと、本人の意図、あるいは制度利用の趣旨としては、判断能力が、補助類型・保佐類型レベルではなくて、後見類型レベルになったときにこそ、自分は任意後見制度を使いたいのだという意思がもしあるとすると、本人の判断能力が補助類型レベルだから、もう任意後見をスタートさせるべきではないですかという言い方が必ずしも正しいとは言えないということになります。

そうすると、専門職団体として任意後見監督人選任の申立てを促すということがどれだけ実効性があるかということ、そこはあまり期待できなんです。専門職を監督する立場というよりも、本人と身近に接する立場にある方々が、適切な申立ての促しができるのではないかと。専門職団体だけでは適切な任意後見監督人選任の申立ての促しは難しい。本人に身近なところで本人を支援している方々と協力しながらでなければ、いろいろな機関が協調しながらでなければ、適切な申立ての促しはなかなか難しいのかなと思っております。

以上です。

○新井主査 ありがとうございます。

多田代理が挙手されていますけれども、多田代理は今の問題についての発言ですか、それとも別の件でしょうか。そこだけちょっとお答えください。

○多田代理 任意後見の発効についての意見です。

○新井主査 分かりました。そうしたら、上山委員、お待たせして申し訳ないのですが、多田代理を優先させていただきます。多田代理、どうぞ。

○多田代理 ありがとうございます。倉敷市長代理、多田です。

市町村の立場からも申し上げたいと思います。任意後見の発効についてですけれども、市町村・中核機関の役割は、任意後見監督人の選任の請求を親族や任意後見の受任者に促すことではなく、任意後見制度の利用方法について広報・啓発したり、相談があれば助言したりすることであると考えております。任意後見制度は、任意代理の委任契約に必要最小限の公的関与として監督人を家裁が選任する、ということが本来の趣旨であると考えておりますので、任意後見制度創設の趣旨を考慮しつつ、任意後見を推進するための機能や不正防止の取組を整理するとともに、現状や課題の整理をする必要があると思っております。

以上です。よろしくお願いいたします。

○新井主査 ありがとうございます。任意後見監督人の適時・的確な選任というのは非常に大きな課題で、そのことを住田委員が指摘していただいたのは大変意味のあったことだと思いますので、次期の基本計画の中でもそのことをきちんと盛り込んで、どういうふうに決着させていくかというところが大きな論点の一つだと考えています。

青木委員は別の論点ですか、今の論点ですか。それとも別の論点ですか。そうしたら、上山委員、お待たせして大変申し訳なかったです。よろしくお願いいたします。

○上山委員 私からは、損害保険について発言したいと思います。私は、以前にも申し上げたように、不正防止の論点については、不正の発生を完全にゼロにすることだけを考えるのではなく、むしろ一定のトラブルの発生を織り込んだ上で、迅速に損害を回復できる被害救済の仕組みを整備していく方向での検討も必要ではないかと考えています。その意味で、本日の御報告は大変勉強になりました。特に、これまで故意の横領事案の被害回復を損害保険でカバーするのは難しいと考えていたので、スキームによっては対応し得ることが分かったことは大きいと感じました。

一方で、現状、後見業務に関する損害保険が個別の商品として提供されている関係上、保険金額や補償内容には当然ばらつきがあります。また、そもそも後見人がこうした保険を利用していなければ、後見人の賠償資力に関するリスクは本人が負うこととなります。しかし、法定後見では、制度上、本人が後見人を選べるわけではありませんので、後見人の行動から生じた損害を本人が回復するに当たって、その確実性や難易度が大きく異なることは望ましくないと考えます。

そこで、自動車保険のように、必要最低限の補償内容については、全ての後見人を対象とした強制保険として仕組んだ上で、これでカバーできない部分を個別の任意保険などで対応するという制度設計も一考に値するのではないかと考えています。今後の専門家会議の議論などでも御検討いただければありがたく存じます。

私からは以上です。

○新井主査 ありがとうございます。

青木委員、お願いします。

○青木委員 法定後見の不正防止について申し上げたいと思います。本日、法務省から保佐・補助についての検討状況の御報告がありましたが、後見制度支援信託が平成24年以降に制度利用検討が開始されたわけですけれども、御本人のそれまで形成した資産や、御本人の意思決定に対して大きな財産を固定化してしまうことに対する懸念というのもあります。

もう一つは、柔軟な財産管理というのが重要だということが言われている中で、柔軟な財産管理を阻むことにならないのかという点もあったわけです。今日、先ほど裁判所からのお話もありましたけれども、後見制度支援信託が運用される中で、その辺の危惧を解消するような運用がされてきた一方、先ほどもありましたように、日常生活で使える範囲を

どう考えるかということについては、実は大変難しく、日常生活が変動し、そのとき、そのときの必要なものというのは変動するということが、若い人であればあるほど大きいわけです。

そういう中で、それを最初の利用時に固定化してしまうということ。しかも、定期預金の交付も変更もできますけれども、どうしても一定かたいものになってしまうというところについて、事案によっては向く、向かないことがあるということで、1つのツールとしては重要であります。御本人の柔軟な財産管理や意思決定というところを一方でしっかり見据えながらの適用にならないと、不正防止だけが独り歩きしないようにしないといけないというのが、この間の実践の実感です。

そういう意味で言うと、保佐・補助というのは、それ以上に御本人が自分でお金を使いたい。それは、客観的に見れば日常生活の範囲を超えていると思うようなことでも、御本人が使いたいことがたくさんある中で、様々に悩みながら支援していくわけですが、その中で今日考えられているようなスキームが果たして適合するののかというところについては、後見以上に保佐・補助というのは御本人の状況もバラエティに富む中で、なかなか困難もあると思っています。

そこで申し上げたいのは、フォローアップ会議で御検討されているということでもありますけれども、後見や補助で悩んでいる現場の皆さんの、実際の後見・補助の支援の在り方ということをごくまで反映した上で検討されるかによって大きく制度設計が異なってくると思いますので、ぜひそういう検討の場に、現場の保佐・補助の実態がよく分かっている皆さんの意見を十分に入れていただきたいと思います。以上が1点です。

2点目は損害賠償の保険の話ですけれども、前回、私のほうのプレゼンテーションで最後のほうにお話ししましたが、故意であっても、横領事案であっても、賠償ができる保険を弁護士会としては信用保証制度として開発して、昨年から発足させていただいています。大変残念なことでありますが、1件、適用事例が起きましたが、この制度をつくっていたために被害救済が一定図られるという面もございました。そういう意味では、この故意・横領事案についても一定のスキームが、今日、保険会社のほうも可能であるというお話もありましたので、より広範に検討されることが重要ではないかと、自戒を込めてではありますが、思っているところでございます。

以上です。

○新井主査 ありがとうございます。

まだ発言されていない方で、新保委員、いかがですか。もし御意見があったらお願いいたします。

○新保委員 ありがとうございます。

なかなか難しいので、私も意見、感想なのですが、不正防止というのは一番関心があって、ここをクリアしないとなかなかいかないかな。先ほど上山先生が言った意見が、今、とてもしっくりきたなと思っていまして、防止というよりは、今、青木先生もおっし

やったとおり、補償があることによって、これは動くかなというのを初めて実感しました。特に、さっきの上山先生の意見にすごく賛同します。一定の者が確実に入って、あとは任意で入っていくというのが、聞いていて一番スマートな方法かなと思いますし、周りの者でこの制度をなかなか使わないのは、専門職の方も含めて不正が発生するということに対してのリスクに関しては、かなりびくびくしている方が物すごく多いので進んでいかない中に、こういう制度があることによって動くかなということと。

あと、デジタル系をどううまく使うか。デジタルとアナログのハイブリッドをどうしていくかというのは、この業界でも。私もこの辺は素人なので言えませんが、そこに鍵があるのかなと、ちょっと感想めいて申し訳ないのですが、以上です。ありがとうございました。

○新井主査 ありがとうございます。

あと、このテーマで発言されていない方としては、中村委員、水島委員、山下委員がいらっしゃると思いますが、もし御希望でしたら挙手をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしいですか。

そうしたら、検討項目1、2と検討してきましたけれども、そのほかに、これという論点を設定せずに、もし発言がありましたら御自由に発言いただきたい。何か気になったことがあるということで発言いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。それで、今日の会を収束のほうに持っていきたいと考えております。

山下委員、いかがですか。何か御発言がありましたらお願いいたします。

○山下委員 ありがとうございます。

金融機関の様々な取組があるということで、今回は非常に勉強になったわけですが、金融機関のほうで後見制度の理解を進めていただくことによって、まさに後見の入口の部分といいますか、制度利用を促すといった部分についても、より積極的に関与していただけるのかなと思っております。

金融機関がそういった形で、窓口に来た場合しか、恐らくそういうことはないと思うのですが、窓口に来た方に対して、少し問題があるなというときに、適切な形で対応をとっていただくことができるようになると、より安心して金融取引も行えると思いますし、その中で、金融機関としても、それぞれの金融機関の取組等を案内して適切な制度を顧客が利用できるようになって、両方ウィンウィンの関係になるのではないかなということをおっしゃっているのですが、そういった取組に向けた第一歩ではないかと思っております。

以上です。

○新井主査 ありがとうございます。

水島委員、お願いします。

○水島委員 まだ考えがまとまっているわけではないのですが、全般的に本日の議論における感想をお話しさせていただきます。

まず、成年後見制度に関する金融機関との連携ということで、キャッシュレスの話がご

ざいました。各委員が御指摘のとおり、このような新しいお金に関わる取扱いをどのように学んでいくのかがポイントではないかと考えます。例えば、カードをなくしたとしても再発行できたりするなどのメリットや逆に手元に現金がないために使い過ぎてしまうといったデメリット等、キャッシュレスの仕組みを学ぶ機会について、被後見人、被保佐人・被補助人の本人だけではなく、後見人等に対しても、金融機関の皆様におかれては確保いただくことがその第一歩ではないかと思えます。このような新しい手法については、どうしても様々な思い込み、誤解というのもつきものですし、期待以上のことが得られることもあれば、そうでないこともあるかもしれません。いずれにしても、新しい仕組みをきちんと把握し、かつ、新たな選択肢として用意できることが必要だろうと思われま

す。また、後見制度の不正防止という観点では、各保険会社が、いわゆる過失行為に対する賠償だけでなく、故意行為に対する補償も具体的に検討されていच्छやるとのことでした。このような流れは非常に重要だと思えます。例えば、英国では、DBS (Deputy Bond Services)、いわゆるセキュリティ・ボンド、すなわち成年後見に関する事後補償のシステムがあり、裁判所が法定後見人等の選任時に指示書を出し、後見人等が保険会社との間で契約を締結し、何か不正等の事態があれば、保険会社が損害を補償するという仕組みが構築されています。このように、保険の仕組みが構築に何らかの形で家庭裁判所も関与していくという在り方も、検討内容に上がってくるのではないかと、思われます。

あとは、デジタルと人の連結は一筋縄ではいかず、単に便利ということではうまくいかないように思われます。一つのアイデアとしては、障害のある人等が困ったときに、必要な支援や配慮を周囲の人に伝えるためのカードである「ヘルプカード」の中に、デビットカードやプリペイドカードを入れていただき、例えばその人が買い物に行ったときに店員さんがヘルプカードに気づいたら、カードの使い方について丁寧にお伝えする、あるいは一定額以上の金額を決済する場合には、例えば、連絡用のボタンを押せば支援者の方につながり、本人が支援者と相談した上でどうするかを決めるようなやり方等、デジタルだけで完結するのではなく、そこに人と人とのコミュニケーションが介在するというような、一人一人を取り残さず、人にやさしいデジタル化というものが大事なのではないかなと感じた次第でございました。

以上です。

○新井主査 ありがとうございます。

そうしたら、西川委員、お願いいたします。

○西川委員 業務賠償責任保険、さらに損害賠償一般の話で、今日の議論で上山先生、水島先生から有益な御指摘がありました。こういった観点は、非常に重要で、この点をもう少し深めていく議論が必要なのだろうなと思いました。特に、上山先生がおっしゃったとおり、故意によって生じた損害までカバーするという事を見据えた場合に、制度の在り方というのは大きく変わる可能性があるのではないかと思いました。本人が後見人を選べるわけではないということからも、どういう状態でもこの仕組みを使えるというふうにし

なければいけない。

これまで業務賠償責任保険は、例えば専門職ですと、もともと保険に加入しているわけで、それにプラスして上乘せの保険に加入するという事で、制度設計が非常に複雑になっていったのですが、発想を転換することによって新たな保険の仕組みを考えるということは可能になる。依然として非常に難しい問題はたくさんあると思うのですが、最後に水島先生がおっしゃったような仕組みが、新しい考え方も含めてなのかもしれませんけれども、今後検討の余地があるのではないかと思います。

以上です。

○新井主査 ありがとうございます。

時間の関係もあって、そろそろ収束に持っていきたいのですが、よろしいでしょうか。特に御発言があれば、意思表示をするのは今ですね。私の意思決定支援もこれで最後になりますけれども、よろしいでしょうか。

それでは、時間になりましたので、意見交換の時間はこれまでといたします。

それでは、本日の議事はここまでといたします。事務局から今後の予定等についての連絡をお願いいたします。

○成年後見制度利用促進室長 事務局です。

今回は、第4回の「成年後見制度の運用改善等に関するワーキング・グループ」です。「後見人等報酬等」をテーマとしまして、9月29日の午後2時からの開催を予定しております。

また、本日の議事録については、速記が起きてきた後に委員の皆様それぞれに御確認いただきまして、ホームページに掲載いたします。

よろしく願いいたします。

○新井主査 それでは、本日の議論は以上とさせていただきます。

御多忙の中、御参加いただき、本当にどうもありがとうございました。